

⑨ ふるさと創生支援事業

◆概要

住民の新たな発想を喚起し、活力と魅力に満ちた町づくりに資する活動を支援することにより、町民が主体となった ふるさと「今金」の振興・発展を図るため、下記の対象事業に対し交付金を交付します。

◆募集期間 通年

事業実施の2か月前までには申請をお願いします。

※ 必ず申請前に事前相談を事務局にして下さい。

◆事業期間 原則、申請年度内で終了する事業が対象です。

◆対象事業

- ①産業育成事業 例：今金産商品開発、生産物開発、販路拡大事業など
- ②人材育成事業 例：少年スポーツ振興、青少年交流、文化講演開催など
- ③自然環境保全事業 例：森林環境保全、環境保全製品開発、手作り公園整備など
- ④住民スクラム事業 例：自治会、町内会等で行う各種イベント事業、地域の課題に対し地域として積極的に取り組む事業など

⑤小規模活動支援事業 例：小規模な活動で地域に密着したまちづくり活動など NEW



◆補助率・交付上限額

事業項目	補助率	交付上限額	
		団体	法人等
①産業育成事業	新規に団体法人を設立し、新たに産業育成事業を行う場合75%以内 上記以外は50%以内	200万円	500万円
②人材育成事業 ③自然環境保全事業 ④住民スクラム事業	総事業費の90%以内 (ただし、研修事業等は50%以内)	200万円	
⑤小規模活動支援事業	補助率の定めはないが、自己負担のあること	10万円	

◆補助要件

- ・①～④は、ふる創委員会で申請者が事業説明をしていただきます。⑤は書類審査のみ
- ・町内に住所を有する者及び町内事業所等に常時勤務する者で構成される団体。
- ・町内に事業所等を有する法人等。(法人設立登記または組合登記等がされていること。)

◆必要書類

申請書、事業計画書、資金収支計画書、予算書、団体規約、団体名簿など
※ 書類を整える際は、事務局がお手伝いします。

今金町役場 まちづくり推進課 (☎82-0111) へお気軽にご相談ください。

まちづくり情報誌

No.36

2019.4.5 発行 まちづくり推進課

特集 平成31年度の町の補助制度について

はじめに

今金町では、まちづくりの指針となる最上位計画『第5次今金町総合計画後期計画』や人口減少克服や地方創生に特化した計画『まち・ひと・しごと創生総合戦略』に基づき様々な補助制度を設けております。

そこで、今回は補助制度の概要や手続き方法などをわかりやすくご紹介します。

町民の生活が豊かに、そして、まちが活性化するような支援事業もございますので、どうぞご利用下さい。

目次

■暮らし生活等支援事業

- ① 住宅リフォーム助成事業(まちづくり推進課).....2
- ② 結婚新生活支援事業(まちづくり推進課).....3

■まちづくり活動等支援事業

- ③ ふるさと創生支援事業(まちづくり推進課).....4

① 住宅リフォーム助成事業

◆概要

町民の居住環境の向上と地域経済の活性化対策の一環として、住宅を持つ町民の方が町内の施工業者を利用して行う住宅リフォーム費用の一部を助成する事業です。

1、助成期間

2019年4月1日から2023年3月31日まで（4年間）

2、助成の内容

対象工事費の20%（上限20万円）※千円未満の端数は切捨て

3、助成対象者

- ・町内に在住し、住民票に登録されている方
- ・リフォームを行う住宅の所有者又はその直系親族であり、実際に居住している方
- ・町税等の滞納がない方（世帯全員）

4、助成対象住宅

- ・町内に建設されている個人住宅
※店舗等との併用住宅の場合は個人住宅部分のみが対象
- ・これまで（平成25年度～平成30年度）に助成金の交付を受けたことのない住宅

5、その他交付条件・注意事項等

- ・交付決定前に工事に着工していないこと
- ・町内施工業者が実施する工事であること
- ・各年度末までに事業完了届を提出できること
- ・事業費が30万円以上（消費税相当額を除く）であること
- ・助成金の交付は、4年間のうち同一住宅につき1回限り
- ・原則、申請者本人が来庁すること（時間外等は要相談）
- ・毎年度予算の範囲内で助成（要事前相談）
- ・新要綱に基づく様式を使用すること

◆申請の流れ

- ① リフォーム内容の確定（町内施工業者と十分に相談）
- ② 原則、申請者（住宅所有者）が交付申請書の提出を行います
- ③ 助成金の交付決定（決定通知書を送付）
- ④ 工事着手
- ⑤ 工事完了
- ⑥ 工事完了届の提出
- ⑦ 助成金額の確定（確定通知書を送付）
- ⑧ 助成金の交付



今金町役場 まちづくり推進課（☎82-0111）へお気軽にご相談ください。

② 結婚新生活支援事業

◆概要

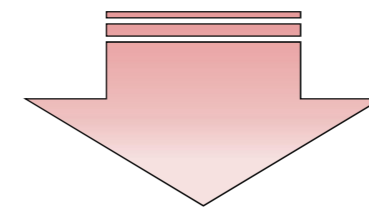
本事業は、経済的理由により結婚に不安を抱える方に対して、住居費を支援することにより結婚に伴う経済的不安を解消し、結婚の希望を叶えるとともに、少子化対策を推進する事業です。

◆事業内容及び補助内容

- ア. 新規に婚姻した世帯（世帯の年所得340万円未満で夫婦ともに34歳以下の世帯に限る。）
- イ. 既に婚姻している世帯（世帯の年所得340万円未満で夫婦ともに34歳以下の世帯に限る。）
- ウ. 助成金 **上限額30万円**
 - ・上記アは新規住宅取得又は賃貸に係る経費に対する助成
 - ・上記イは賃貸に係る経費に対する助成

◆申請対象者：**新規に婚姻された世帯**もしくは**既に婚姻している世帯**が対象です。

- ◆条件：① 世帯の年所得340万円未満の世帯で夫婦ともに34歳以下の世帯
所得基準【H29年1月1日～12月31日】
② 新たに住宅取得又は民間住宅やアパート等を借りる方
（※社宅、官舎、町営住宅等の公的賃貸住宅は対象外）



◆申請先：まちづくり推進課へ申請書を提出し書類を審査して決定通知を交付します。

◆助成金：住宅取得又は家賃を助成します。（助成金 上限額30万円）

今金町役場 まちづくり推進課（☎82-0111）にお気軽にご相談ください。